

岩手県告示第 248 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
田村医院	盛岡市西見前 15 地割 112 番地	平成 19 年 3 月 1 日
あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	〃
巢子バード薬局	岩手郡滝沢村滝沢字狼久保 686 番地 3	〃